



埼玉県報

第 2 3 9 8 号
平成24年6月15日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則\(少子政策課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [東松山都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大里用水土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [元荒川上流土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [埼玉県立近代美術館の使用料徴収業務委託\(近代美術館\)](#)
- [バックアップシステム等機器の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道南飯能線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度6月・7月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立小児医療センターの新生児代謝異常症スクリーニング用タンデムマスシステムの賃貸借一式に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [平成24年6月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十五号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「対する児童手当」の下に「（法附則第二条第一項の給付を含む。以下同じ。）」を加える。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第二条関係）」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

児童手当認定通知書
 児童手当認定請求却下

第 年 月 日 号

様

(認定を行う者)

年 月 日付けで請求のあった児童手当については、次のとおり認定理由で請求を却下したので通知します。

認定に関する事項		
1	支給対象児童数	3歳未満 人 3歳以上小学校修了前 人 中学生 人 計 人
2	区分	児童手当 特例給付
3	手当月額	3歳未満 円 3歳以上小学校修了前 円 中学生 円 計 円
4	支給開始年月	年 月から
5	支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成 17 年埼玉県規則第 3 号）別記第 1 の 2 の規定による文を記載し、教示すること。

児童手当額改定通知書
改定請求却下

第 年 月 日 号

様

(認定を行う者)

児童手当の額の請求
改定については、届出により次のとおり改定
職権 したので通知します。
改定の請求については、次のとおり却下

額改定に関する事項		
1 改定後の支給対象児童数	3歳未満 3歳以上小学校修了前 中学生 計	人 人 人 人
2 区分	児童手当 特例給付	
3 改定後の手当月額	3歳未満 3歳以上小学校修了前 中学生 計	円 円 円 円
4 改定年月	年 月から	
5 改定(増・減額)の理由	()	
額改定請求却下に関する事項		
却下した理由 ()		
備考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の2の規定による文を記載し、教示すること。

「1 消滅し

「1 消滅した日 年 月 日

様式第三号中

や 2 区分

2 消滅の理由 」

3 消滅の

た日 年 月 日

児童手当 特例給付 に始まる。

理由

」

様式第四号中

支給期間

年 月分から
年 月分まで

や

支給

区

期間

年 月分から
年 月分まで

に始まる。

分

児童手当 特例給付

」

様式第五号中

支払差止の事由

支払差止の事由

区分

児童手当 特例給付

や

支払差止の事由

に始まる。

様式第六号を次のように改める。

(表面)

児童手当受給者台帳

受給者	所属		異動変更		異動変更		異動変更		支払金融機関		名称		口座番号	
	(ふりがな)		職員番号		住所		電話 ()		支払金融機関		名称		口座番号	
	氏名	性別	男・女	生年月日	配偶者の有無	有・無	(ふりがな) 配偶者の氏名	配偶者の職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者					
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当給付該当年月日			非該当年月日	
			・ ・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	中学生	・ ・	
			・ ・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
			・ ・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
			・ ・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
			・ ・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
備考	扶養親族等及び児童の数		人	認定年月日		支給開始年月		手当月額						
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数		(人)	年 月 日		支給事由消滅年月日・消滅事由		3歳未満分 円						
	所得の状況		年分所得額 円	年 月 日		(消滅事由)		3歳以上小学校修了前分 円						
	区分		児童手当 特例給付					中学生分 円						
								計 円						

(裏面)

区分		年度	年度	年度	年度	年度	
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	前年の所得金額	円	円	円	円	円	
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人	
	うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数	人	人	人	人	人	
	区分	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	児童手当 特例給付	
	備考						
支払金額	10 月 期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の 支払金額	3歳未満分 円 3歳以上分小学校修了前分 円 中学生 円 計 円				
	2 月 期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の 支払金額	3歳未満分 円 3歳以上分小学校修了前分 円 中学生 円 計 円				
	6 月 期	支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の 支払金額	3歳未満分 円 3歳以上分小学校修了前分 円 中学生 円 計 円				
	備考						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人朝霞市つばさ会

三 代表者の氏名

小野 正吾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目七番三十五号幸栄荘一〇五号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が人間として尊重され、人に備わる諸権利の主体として自立することを支援し、精神障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、精神障害者とその家族が安心して暮せる社会を構築することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とも に ステ ッ プ

三 代表者の氏名

二階堂 美由紀

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市松江六丁目八番地二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、草加市を中心とした近隣の市町村に住む障害児とその親に対し、子どもを預かり発達を促すとともに、親が安心して預けられる場の提供と地域の中での子育て支援を目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハート
- 三 代表者の氏名
勝浦 信幸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木十六番地一
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、福祉に関する調査研究、研修、評価、啓発等の様々な活動を通じて、福祉サービスの質の向上と権利擁護制度の普及を図り、もって誰もが安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とします。
（変更後）この法人は、健康、スポーツ、福祉、介護などに関する調査研究、研修、評価、啓発等の様々な活動を通じて、市民の健康づくり意識の高揚、介護・福祉サービスの質の向上、権利擁護制度の普及等を図り、もって誰もが安心して暮らせる社会づくりに寄与することを目的とします。

告 示

埼玉県告示第八百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人血液循環体操普及協会
- 三 代表者の氏名
二 村 ヤソ子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目七番二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、国内及び世界中の人々に対して、血液循環体操を研究し、広く普及啓発する事業を行い、健康と長寿に役立つことに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百三十五号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク川越小仙波店

埼玉県川越市小仙波町三丁目十六番地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年二月六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場 午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年六月五日

二 縦覧期間

平成二十四年六月十五日から平成二十四年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月十五日から平成二十四年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・マーケットプレイス川越的場

埼玉県川越市的場新町二十一 七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ヤオコー川越的場新町計画

（変更後）ザ・マーケットプレイス川越的場

ハ 変更年月日

平成二十四年三月二十二日

ニ 届出年月日

平成二十四年六月四日

二 縦覧期間

平成二十四年六月十五日から平成二十四年十月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月十五日から平成二十四年十月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	北 初 雄	埼玉県熊谷市柿沼五百四十番地

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字三十場方ブチ四 六九の八、四 六九の九

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第八百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年六月十三日認可した。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

元荒川上流土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告示

埼玉県告示第八百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県立近代美術館	東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンドリーム・ドットコム 代表取締役 鎌田 靖	平成二十四年四月一日から平成二十四年五月二十日まで

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

バックアップシステム等機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成25年3月1日(金)から平成30年2月28日(水)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月10日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月9日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年8月10日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成24年8月10日（金）午前10時50分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年8月1日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年7月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of back up system apparatus.
- (2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 - a.m.,August 10,2012 By mail;5:00p.m.,August 9,2012 In person;10:30a. m., August 10,2012
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Headquarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2247

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 南飯能線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
郷字笹子一〇一 番三地先まで	飯能市大字中藤下郷字笹子一〇 一番三地先から同市大字中藤下	区 間
四・六〇 六・〇〇	四・一〇 四・四〇	敷地の幅員 (メートル)
二七・四〇		延長 (メートル)
備事業	自転車・歩行者道整	備 考

告 示

埼玉県病院事業告示第二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 418,300リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 24 年 5 月 24 日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社ニューオイル

埼玉県志木市本町 1-6-15

5 落札金額

28,461,132 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 24 年 4 月 13 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
新生児代謝異常症スクリーニング用タンデムマスシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立小児医療センター 事務局用度担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100
- 3 落札者を決定した日
平成 24 年 6 月 4 日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社法人事業本部
東京都千代田区飯田橋 2 丁目 18 番 2 号
- 5 落札金額
94,689,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 24 年 4 月 24 日

告 示

埼玉県教委告示第二十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年六月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第三十号

平成二十四年六月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、三五七人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四四、六三九人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六五、〇八六
南第二区	一四二、八九二
南第三区	二二、〇六八
南第四区	三七、九七五
南第五区	三〇、三六七
南第六区	四二、四七〇
南第七区	二五、七七三
南第八区	二五、三〇五
南第九区	三九、五七八
南第十区	四六、六六六
南第十一区	二九、八四三

南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区
東第二区

三〇、五一六人
六一、二四八人
三一、八四一人
一九、一六九人
三〇、四六九人
一九、一八九人
四三、三五三人
一九、五二三人
三二、三六五人
三四、六三九人
二〇、八四七人
九三、四七二人
四〇、六三五人
二二、六三五人
四三、〇二五人
一五、五八二人
二八、九七〇人
二三、五六一人
一五、六七七人
一三、五三七人
二七、二六三人
一八、八四〇人
一一、九六六人
二四、三一二人
二七、一四二人
一八、五〇一人
一二、三七四人
一五、二七六人
二一、四七七人
四九、二三七人
五五、三〇四人
二三、五七九人
一五、二七四人

東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一八、七三九人
一五、三〇二人
一九、三三一人
一七、六二一人
二八、八八三人
五五、三八四人
八八、二三三人
二二、〇三五人
三六、〇四四人
一七、六一三人
一五、〇五三人
三一、五二九人
一七、五五八人

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年六月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年六月十八日 午前十一時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 土地改良区の定款変更の認可に係る定款中総代の選挙に関する規定に関して
意見を述べることについて

イ その他